令和元年度 千葉県青少年相談員基本研修会

千葉県青少年相談員制度について





・ 千葉県環境生活部県民生活・文化課子とも・若者育成支援室

説明の流れ

1 はじめに

2 青少年相談員制度設立の経緯

3 第20期青少年相談員

4 青少年相談員の任務とは

5 青少年相談員の役割とは

6 青少年相談員の活動とは

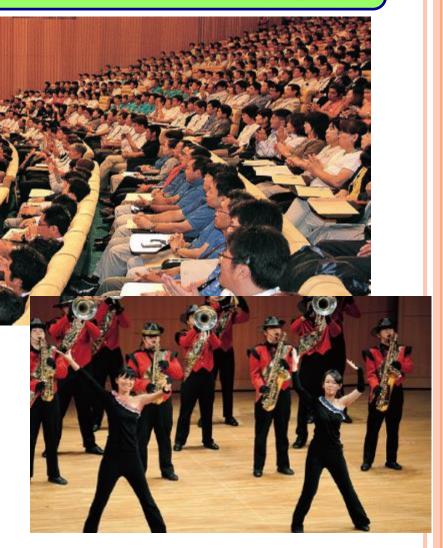
7 おわりに

千葉県青少年相談員制度 全国でも類を見ない

昭和38年10月発足

平成26年度 50周年





青少年相談員制度とは



1 .趣旨

明るい未来の建設は、青少年の健全なエネルギーに期待 しなければならない。青少年期は、将来、社会において 重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとっ て大切な時期であるので、家庭・学校・地域社会での適切 な対応が望まれる。

このためには、社会共同の連帯意識のもとで県民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動にあたる必要があるので、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、共に行動する青少年相談員を設け、その地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するものとする。

1千葉県青少年相談員制度発足の経緯

問題青少年対策社会環境の複雑化

低い組織率

- 青少年の健全育成を担う組織の必要性
- ・「地域ぐるみ」で青少年を育てることの 重要性



昭和38年10月

千葉県青少年相談員制度発足

社会や時代の変化にともない期が変わることに制度の見直し

今年度…第20期千葉県青少年相談員

2 第20期青少年相談員



活動の対象者 おおむね小学生から18歳まで

活動区域



小学校区域

県・地区・市町村連協 事業への協力

任期



3 年間

第20期 令和4年3月31日まで

数



4, 166人

おおむね1小学校区 5人

委 嘱



市町村長の推薦により知事が委嘱

市町村長も委嘱

青少年相談員設置要綱の改正(平成28年4月~)

委嘱年令が20歳以上55歳以下に

2 第20期青少年相談員

身分



特別職の非常勤地方公務員

青少年相談員本人が 活動中に けがをしてしまった場合



公務災害対象

認定時期:年2回

青少年相談員が 活動中に けがをさせてしまったり 物をこわしてしまったり した場合



賠償責任保険加 入

1事故補填金限度額1億円免責(自己負担額)なし

※計画の中に位置づけられていること

公務員として注意すること

- ○知りえた情報は第三者に漏らさない
- ○政治活動
- ○法令遵守
- ○信頼される青少年相談員へ

3青少年相談員の任務について

「千葉県青少年相談員設置要綱3. 任務(17ページ)」

- ア スポーツ、野外活動等を通した体験学習 等の促進を図る。
- イ 地域住民の青少年の健全育成に対する 理解を深め、その啓発を図る。
- ウ 青少年が心身共に健やかに育成される ように社会環境浄化の推進を図る。
- エー青少年の相談に応じ、助言指導に当たる。
- オー各種青少年団体との連携、強化を図る。
- カーその他上記に附帯する事業

4青少年相談員の役割について

「第20期千葉県青少年相談員手帳(1ページ)」

- ○青少年総合対策推進の担い手
- ○青少年の話し相手
- ○青少年の人生の先輩
- ○青少年及び環境の実態把握者
- ○青少年関係者のよき協力者
- ○地域の青少年活動の指導者

第20期千葉県青少年相談員 のあり方に関する 検討報告・提言

基本方針



「子どもたちの笑顔の創出」

- 〇地域の青少年健全育成の リーダーとしての自覚をもつ
- 〇青少年を見守り、ふれあう ⇒青少年の健全育成を推進する

活動の方向性~三つの柱~

○青少年相談員活動の充実

(つながり・変化・地域性)

- ○相談員としての資質の向上
- ○相談員活動の啓発



青少年相談員活動の充実 〇縦のつながり・横のつながり (市町村内-他市町村-他機関 及び他団体)

〇変化に対応

〇地域の特色を生かして



相談員としての資質向上

〇自分の目標をもって

Oたずねる力を

O必要な研修を



相談員活動の啓発

〇みんなに知ってもらおう

〇わかりやすい呼びかけを

〇誰が?

⇒主体は私たち相談員です。

さいごに

「今までどおり」からの脱却みんなで知恵を出し合う





子どもたちの簑護のために

5青少年相談員の活動について

- 1. 個々の活動
 - (1)青少年の状況や地域環境の把握
 - (2) 青少年や保護者等への相談
- 2. 学区活動(地域での活動)
 - (1)青少年活動の促進
 - (2)社会環境の浄化と育成環境の整備
 - (3)健康づくり、体力づくりの促進
 - (4)健全な家庭づくり
 - (5)青少年の非行防止
- 3. 青少年相談員連絡協議会の活動



市町村連協

地区連協

県連協







◇最後に…新しく相談員になられた方に

★今までとは違った視点で

自分たちの住む地域を もう一度みつめなおしてください。

子どもたちをよくみてください。

青少年相談員活動に 新たな風を♪



御清聴ありがとうございました。

